

2024年度③

憲 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

- 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
- 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
- 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
- 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法③

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

Ⅰ 柔道整復師は、接骨院や整骨院などにおいて、外科手術や投薬によることなく、捻挫、打撲、脱臼、骨折などの治療に従事しているのが普通である。柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条第2項は、本問の【参照条文】として後掲のとおり、「柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項」の広告を全面的に禁止している規定である。この禁止規定に違反すると、同法第30条第5号の規定に基づいて罰金刑に処せられることがある。

このような現行法の規定については、もしも解禁すると、不適正な広告が横行して患者が適時に適切な治療を受ける機会を失うことにもなりかねないから、保健衛生上の必要かつ合理的な規制であるという趣旨の見解がある。もっとも、虚偽ではなく誇大でもない内容の広告までも禁止しているのは、憲法上の自由の制約として許される範囲を超えているという趣旨の見解もある。また、そもそも、どのような種類の自由を制約しているのかについても、さまざまな見方がある。

現行法の規定に基づく「柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項」の広告の禁止について、憲法適合性の有無を論じなさい。

【参照条文】柔道整復師法（抜粋）

第1条 この法律は、柔道整復師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律することを目的とする。

第2条 この法律において「柔道整復師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。

② この法律において「施術所」とは、柔道整復師が柔道整復の業務を行なう場所をいう。

第24条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

- 三 施術日又は施術時間
 - 四 その他厚生労働大臣が指定する事項
- ② 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一～四（略）
- 五 第二十四条の規定に違反した者
- 六～七（略）

II 内閣法（昭和22年法律第5号）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）による改正が2023年9月1日に施行されている現行法である。内閣法が制定された当初より、その第1条第1項に、「内閣は、国民主権の理念にのつとり、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う」と定められており、これに続く第2項に、「内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帶して責任を負う」と定められている。

これらの規定のうち第1項の「職権」と第2項の「行政権」の関係を明らかにするとともに、第2項の「責任」が、どのような種類や性質の「責任」であるのかを明らかにしなさい。